

平成24年11月15日

輸出事業者各位

水産庁加工流通課水産物貿易対策室

(お知らせ) 韓国向けの外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する手続について

在日本国大韓民国大使館から水産庁に対し、平成24年11月15日より、ロシア産のタラバガニ、ズワイガニ(参考)の第3国を経由した韓国への輸入に際しては、第3国が発給した原産地証明書及びロシア水産当局が発行した原産地証明書が必要となる旨の通報がありました。

韓国側の措置に対応するとともに、密漁・密輸出と関係したカニの原産地偽装に対処するため、外国産のタラバガニ、ズワイガニの日本から韓国向けの輸出(積み戻しも含む)に際して求められる日本(輸出国)の原産地証明書については、水産庁において発行することになりました。

当該証明書の発行については、輸出業者の負担を考慮し、既存の産地証明制度である「韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」(平成23年5月2日付け23水漁第329号水産庁通知)に準じた手続を取ることにします。

なお、証明書等の確認に関して原産国政府への照会が必要な場合もあることから、発行機関は水産庁のみとなります。

(参考) 対象となるカニ

- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍のタラバガニ、ズワイガニ
- ・韓国HSコード：0306.24-1020(Live, Fresh or Chilled Snow Crab)
0306.24-1090(Live, Fresh or Chilled King Crab)
0306.14-9090(Frozen Snow Crab)
0306.14-2090(Frozen King Crab)